

東北防衛局の建設工事について



令和 7 年 5 月 1 2 日
東 北 防 衛 局

1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について
2. 今後の防衛施設整備の発注の方向性
3. 東北防衛局管内の最適化事業
4. 最適化事業の入札・契約方式
5. 工事受注者への対応等

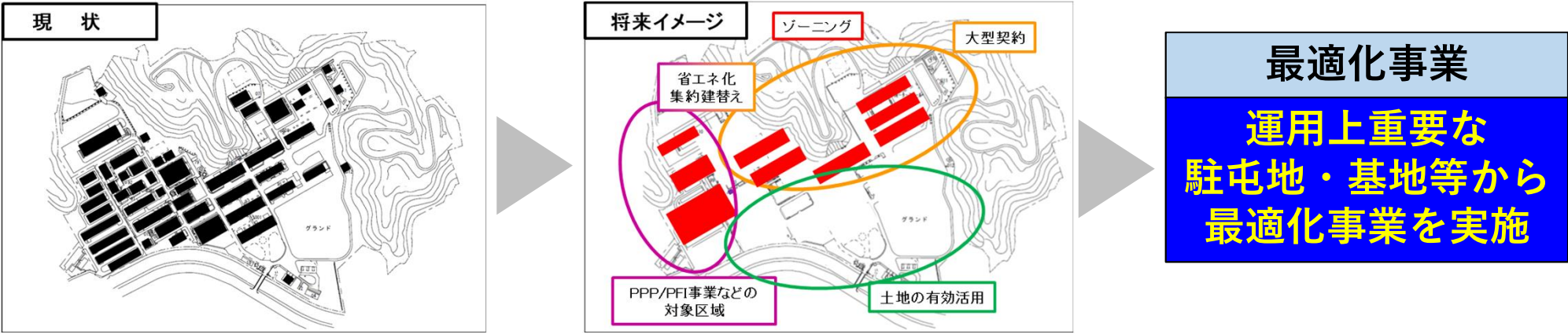
1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度以降
①最適化事業 (既存施設の更新等) 【約 1. 7 兆円】※	マスタープラン作成業務 最適化事業 継続事業・緊要性の高い施設については R 5 年度においても実施					・ 予算措置としては10ヶ年 (R5～R14) ・ 実際の工事を含めた事業期間は 約15年
②災害対策 【約 0. 4 兆円】※	津波対策、浸水・法面崩落防止対策、飛行場の液状化対策					
③司令部の地下化等 (火薬庫の整備含む) 【約 0. 4 兆円】※	司令部の地下化等					おおむね10年後までに、 防衛施設の更なる強靱化 を図る
	火薬庫の整備					
④部隊新編・ 新規装備品導入に 係る施設整備等 【約 1. 4 兆円】 ※	部隊新編・新規装備品導入に係る施設整備等					
合計 【約 4 兆円】 ※	※防衛力整備計画（R 5 ～ R 9 年度）における計画額を示す（契約ベース）					

1. 「防衛力整備計画」における自衛隊施設の強靱化について

最適化事業（既存施設の更新等） 1. 7兆円（R5～R9年度）

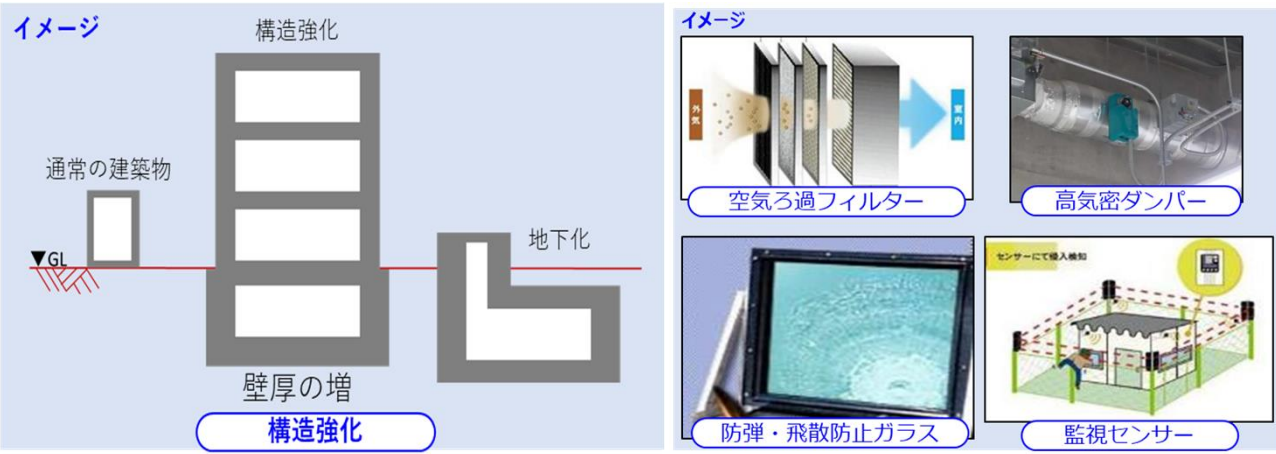
- ◆ 各基地・駐屯地等（約300地区）に保有されている約23,000棟の建物やライフラインなどにおいて、現状を把握・評価を行い、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置・集約化、老朽改修の計画及び省エネ対策等を含んだ「マスタープラン」を策定。



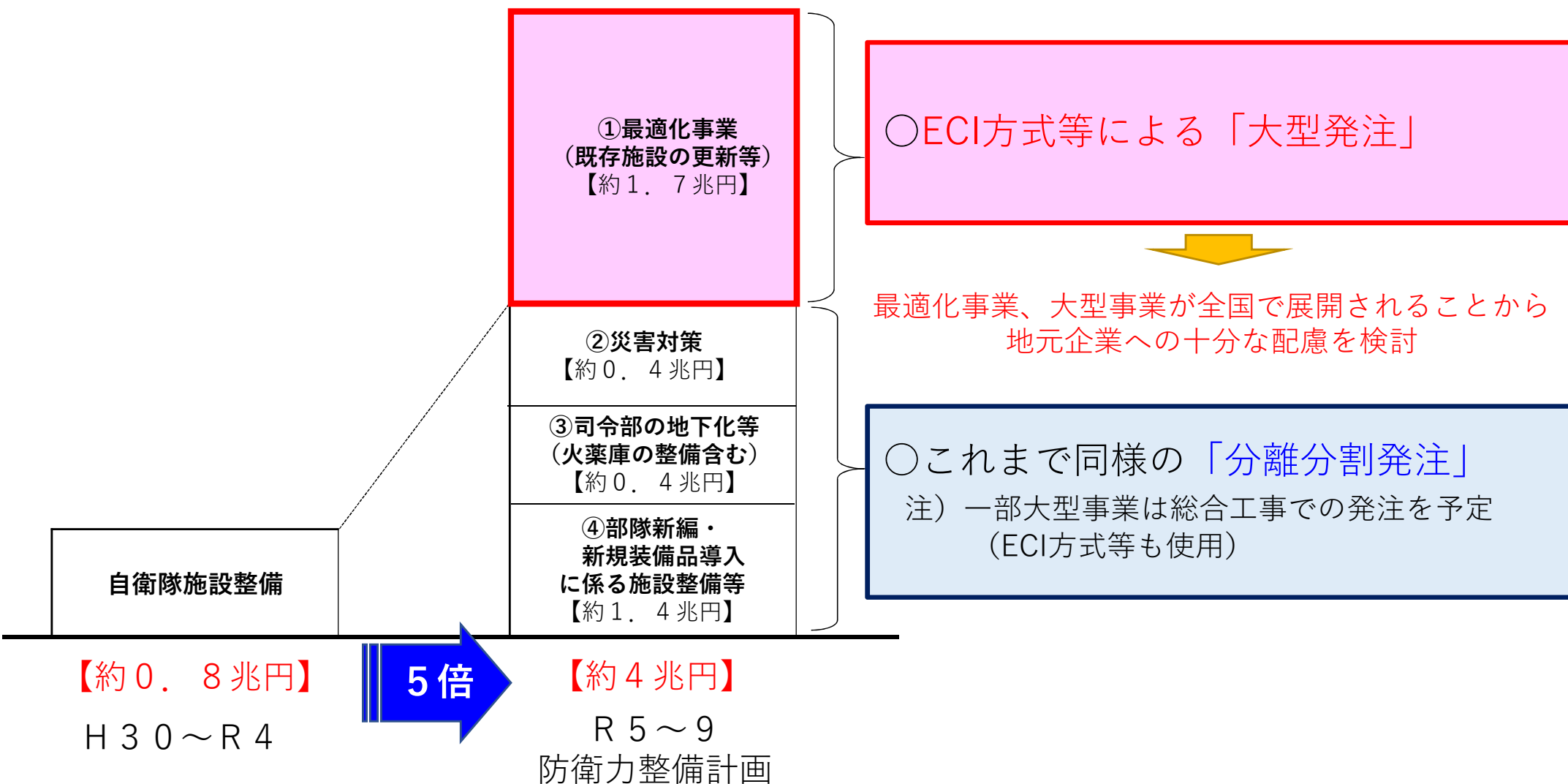
自衛隊施設の年代別分類と建物数一覧

建設年代	建物 23, 254棟		耐震性能	防護性能の付与	工法
旧軍時代～S20	589棟	9,875棟	旧耐震基準	無	建替
S21～S57 (築76年～築40年)	9,286棟				
S58～H14 (築20年以上)	9,142棟	新耐震基準	新耐震基準	無	建替 or 改修
H15～H19 (次の5年に20年を迎える)	1,786棟			有	予防保全
H20～ (予防保全)	2,451棟				

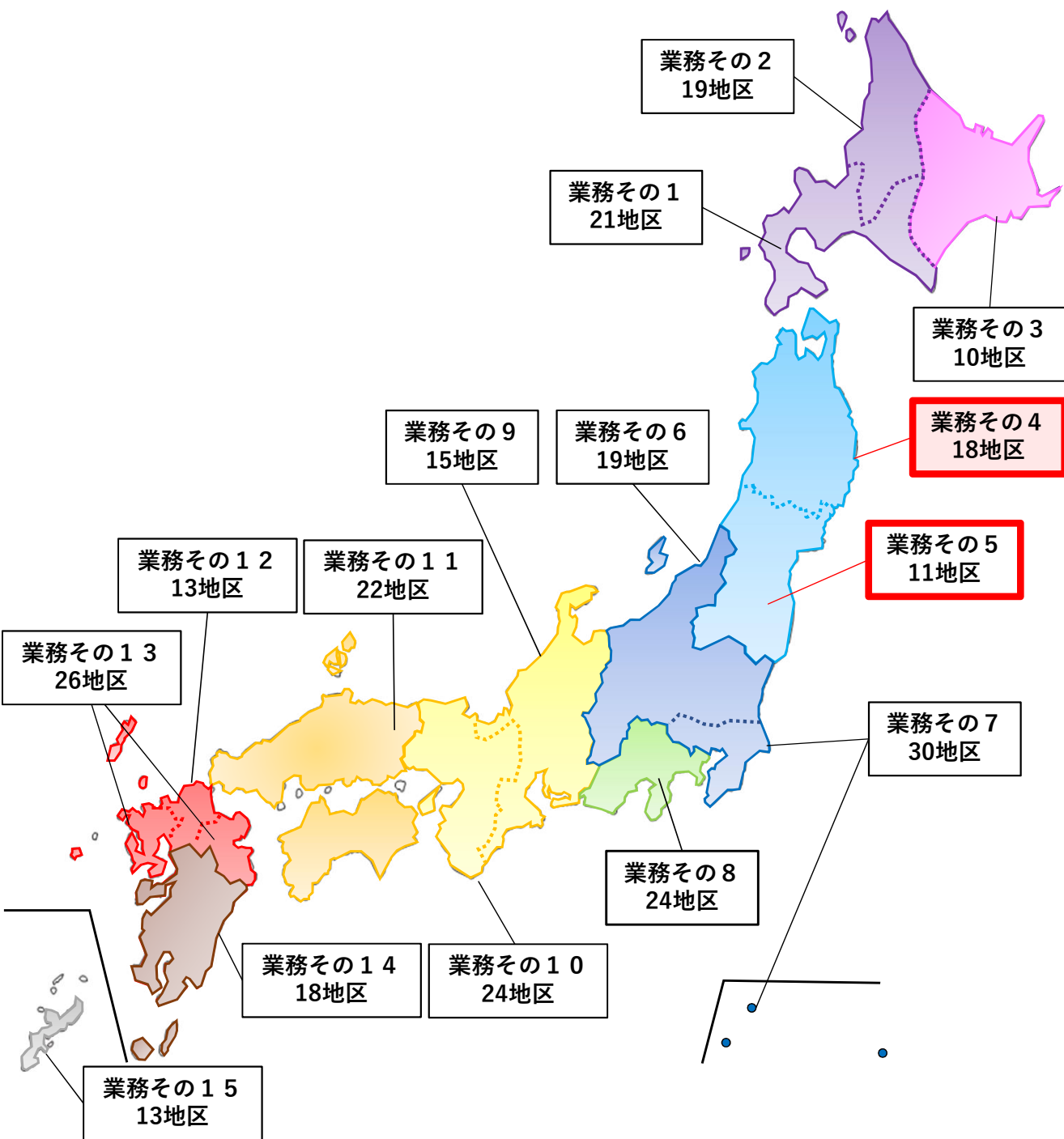
○施設の機能に応じ、必要な防護性能を付与。
例) 構造強化（壁厚の増）、地下化、空気ろ過システム（フィルター）、高気密ダンパー、飛散防止ガラス、監視センサーなど



2. 今後の防衛施設整備の発注の方向性



3. 東北防衛局管内の最適化事業

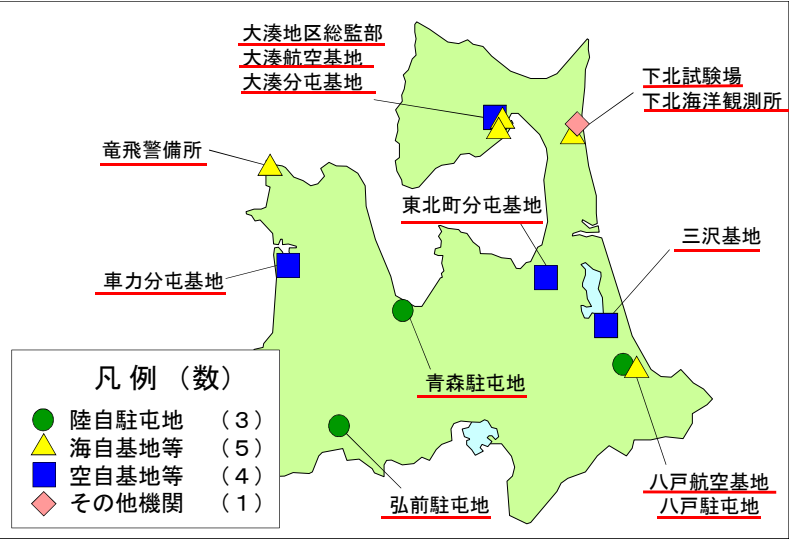


凡 例

管轄	業務	地区数
北海道防衛局	MP作成業務その 1	21
	MP作成業務その 2	19
帯広防衛支局	MP作成業務その 3	10
東北防衛局	MP作成業務その 4	18
	MP作成業務その 5	11
北関東防衛局	MP作成業務その 6	19
	MP作成業務その 7	30
南関東防衛局	MP作成業務その 8	24
近畿中部防衛局	MP作成業務その 9	15
	MP作成業務その 10	24
中国四国防衛局	MP作成業務その 11	22
九州防衛局	MP作成業務その 12	13
	MP作成業務その 13	26
熊本防衛支局	MP作成業務その 14	18
沖縄防衛局	MP作成業務その 15	13
合 計	15 業務	283

3. 東北防衛局管内の最適化事業（青森県）

青森県内主な自衛隊施設



青森県内建設年代別棟数

建設年代	建物 1154棟		耐震性能
旧軍時代 ～S20	1棟	519棟	旧耐震 基準
S21～S57 (築76年～築40年)	518棟		
S58～H14 (築20年以上)	461棟		新耐震 基準
H15～H19 (次の5年に20年 を迎える)	63棟		
H20～ (予防保全)	111棟		

青森県内の最適化事業対象棟数

機関	駐屯地・基地等	総数	建替 + 改修	建替						改修					
				建替	規模a	規模b	規模c	規模d	規模e	改修	規模a	規模b	規模c	規模d	規模e
空自	車力分屯基地	62	57	40	0	1	3	9	27	17	0	0	3	3	11
海自	大湊航空基地	74	65	47	0	1	4	14	28	18	0	0	3	5	10
海自	大湊地区総監部	163	154	123	1	0	14	26	82	31	0	3	4	9	15
空自	大湊分屯基地	46	29	28	0	1	1	4	22	1	0	0	1	0	0
海自	下北海洋観測所	18	18	17	0	0	2	6	9	1	0	0	0	0	1
装備庁	下北試験場	32	23	11	0	0	0	7	4	12	0	0	1	1	10
陸自	弘前駐屯地	39	31	22	0	2	2	6	12	9	0	2	2	0	5
空自	三沢基地	291	230	140	2	10	24	27	77	90	1	2	8	17	62
空自	東北町分屯基地	35	35	8	0	0	2	2	4	27	0	1	4	4	18
陸自	青森駐屯地	87	70	56	0	3	5	18	30	14	1	1	2	0	10
海自	竜飛警備所	14	12	11	0	0	0	2	9	1	0	0	0	1	0
海自	八戸航空基地	188	168	131	3	1	21	23	83	37	0	2	4	5	26
陸自	八戸駐屯地	105	88	67	3	3	13	9	39	21	2	0	4	2	13
		1,154	980	701	9	22	91	153	426	279	4	11	36	47	181

※上表の数量は目安であり、実際の数量とは異なる場合がある。

3. 東北防衛局管内の最適化事業（青森県）

○ 建替・改修の規模別の区分と施設の一例

区分	規模a	規模b	規模c	規模d	規模e
延べ床面積	5,000㎡以上	3,000㎡以上 5,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	200㎡以上 1,000㎡未満	200㎡未満
建替対象棟数	9棟	2 2 棟	9 1 棟	1 5 3 棟	4 2 6 棟
改修対象棟数	4 棟	1 1 棟	3 6 棟	4 7 棟	1 8 1 棟
一般的な 施設の一例	駐屯地・基地等の本部庁舎（RC-4 / 約7,000㎡）、隊舎（RC-4 / 約5,000㎡）、屋内射撃場（RC-1 / 約11,000㎡）など  本部庁舎 （RC-4 / 約7,000㎡）	分屯地・分屯基地等の本部庁舎（RC-3 / 約3,000㎡）、隊舎（RC-3 / 約4,000㎡）、航空機格納庫（S-1 / 約4,000㎡）など  格納庫 （S-1 / 約4,000㎡）	一般庁舎（RC-2 / 約2,000㎡）、体育館（S-2 / 約1,500㎡）、飛行指揮所（RC-4 / 約1,500㎡）など  飛行指揮所 （RC-4 / 約1,500㎡）	事務所（RC-1 / 約500㎡）、一般倉庫（S-1 / 約300㎡）、車両整備工場（S-1 / 約800㎡）など  車両整備場 （S-1 / 約800㎡）	警衛所（RC-1 / 約100㎡）、油脂庫（RC-1 / 約30㎡）、ポンプ室（RC-1 / 約10㎡）、自転車置場（S-1 / 約20㎡）など  油脂庫 （RC-1 / 約30㎡）

※建替及び改修対象棟数は、青森県内の主な駐屯地・基地等における棟数の目安を示す。

○ 改修内容の一例

区分	老朽化に伴う改修	防護性能付与に伴う改修
改修内容の一例	屋根防水改修、外壁改修、便所改修、空調機更新など	外部建具の強化改修、換気システムの遮断装置の追加、入場管理システムの追加など

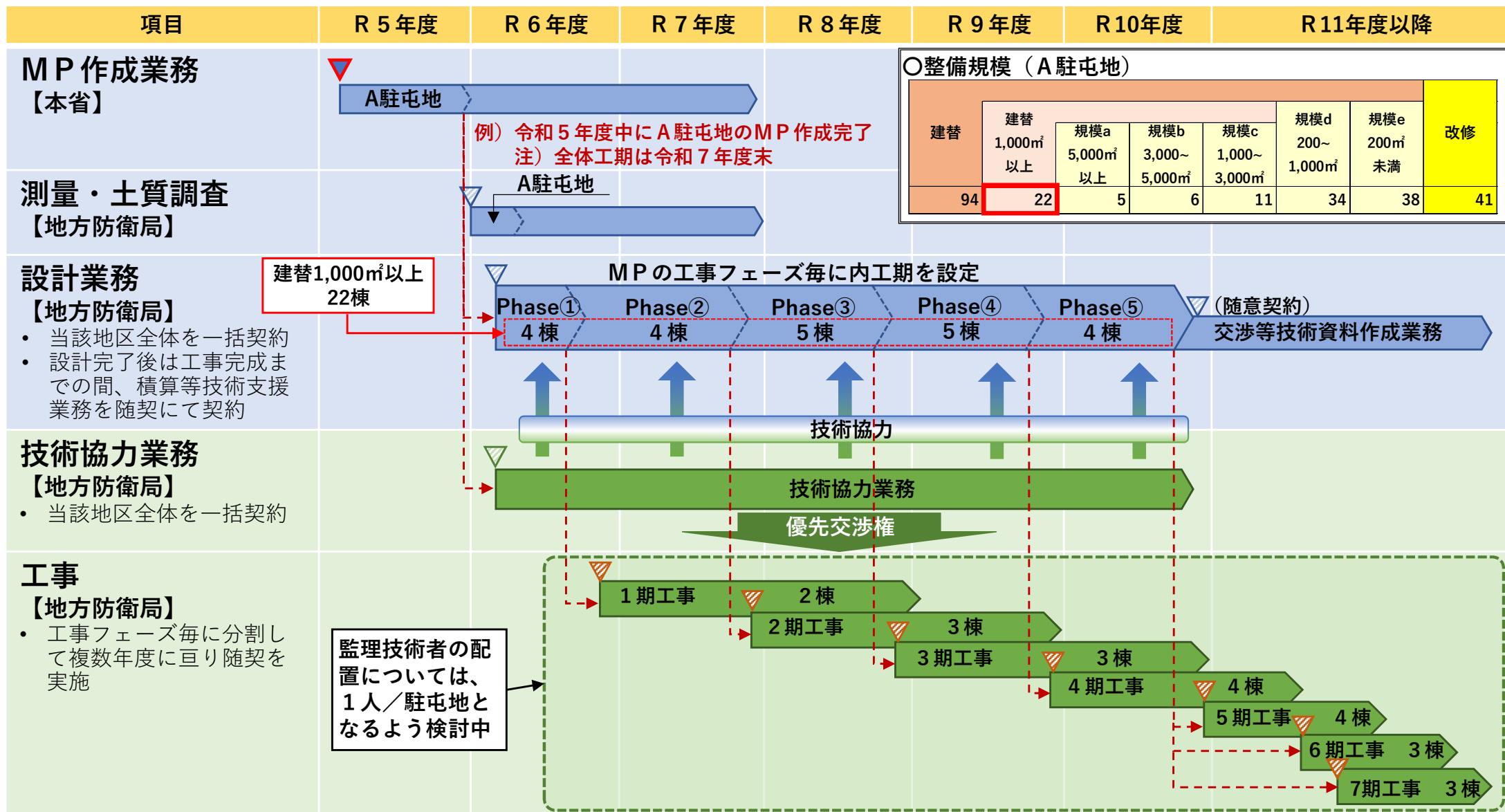
4. 最適化事業の入札・契約方式

入札・契約方式	年 度					
	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目以降
■従来の施設整備 ・ 隊舎等建物ごとに整備を実施 ・ 発注は職種ごとの分離発注を原則		調査 基本設計	実施設計	工事（建築・土木・設備工事）		
■最適化事業 ・ 大型発注単位（基地毎等）で整備 ・ E C I※¹方式等により設計段階から施工者の技術力とノウハウを投入 ※¹ ECI：E<u>arly</u> C<u>on</u>tractor I<u>n</u>volvement ・ E C I 方式 設計業務に対して、別途発注する技術協力業務の受注者が、施工者の視点から技術協力を行い、その後の工事の優先交渉権が付与される方式		①大型発注単位（基地ごと等）での整備のメリット ○工事間調整の省力化や仮設物・資材・人材の併用、契約件数の縮減などにより ②E C I方式のメリット ○施工者の技術力とノウハウを設計段階から投入することにより			・ 事業期間延伸防止 ・ 建設コストの抑制 ・ 受発注者双方の業務効率化、負担軽減	
	マスタープラン作成	基本設計 実施設計		調査 技術協力 工事（総合工事）		

(1) 入札・契約方式の具体的なイメージ [E C I 方式]

例：A駐屯地

- 令和5年度中にMP完了、令和6年度早期に設計業務を契約、令和6年度中に1期工事を契約（以降、設計が完了したフェーズから段階的に工事契約（随意契約）を実施）
- 技術協力業務の受注者に工事の優先交渉権を付与



▼：MP作成業務契約【本省】

▽：設計業務に対する技術協力業務契約【各地方防衛局】

▽：測量・土質調査、設計業務契約【各地方防衛局】

▽：工事契約（随意契約）【各地方防衛局】

(2) 地元企業の活用について

① E C I 方式における評価基準

参加条件に県内下請業者への一定程度の下請け発注率を課すことや、評価基準に地元企業を含めた共同企業体の組成及び地元企業に対する下請け発注率に応じた加点などを実施

評価項目			評価基準	配点	
技術提案	技術協力業務に関する提案		理解度	10点	
			実施手順及び実施体制	10点	
	主たる事業課題に関する提案	テーマ1	的確性	30点	
			実現性	15点	
		テーマ2	的確性	30点	
			実現性	15点	
	不測の事態の想定、対応力に関する提案		的確性	20点	
実現性			10点		
小計				140点	
その他	共同企業体の組成	共同企業体の構成員に地元企業が含まれる場合		10点	
		単体の場合又は共同企業体の構成員に地元企業が含まれない場合		0点	
		※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。			
	地域貢献度	地元企業の採用	構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の60%以上。		10点
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の55%以上60%未満。		8点
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の50%以上55%未満。		6点
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の40%以上50%未満。		4点
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上40%未満。		2点
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%超30%未満。		0点
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以下。		欠格
	※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業（単体及び代表者を除く）に限り、自社施工分も県内下請業者への発注予定額に計上してもよい。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。 ※単体又は共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達分を県内下請業者への発注予定金額に計上してもよい。				
合計				160点	

(2) 地元企業の活用について

②地元企業への発注を円滑化する取り組み

いわゆる相指名業者（同一入札に参加した他の企業）が協力企業として参加できることを発信

相指名業者の協力企業参加については、法令上問題がないものの、入札の公正性を阻害する恐れがあるとの認識の下、一部の発注者、企業において慣例的に自重されてきたところ。

しかしながら、最適化事業においては、

- ① 当初契約の内容は、E C I 方式においては技術協力業務であり、これらの業務完了後に価格交渉を経て随意契約される工事は、当初契約と性質・内容ともに異なること、
- ② 大規模かつ長期間にわたり、複数のフェーズで構成される事業を円滑に進めるためには、相指名業者を含む多数の地元企業が協力企業として参加が必要なこと

などから、**相指名業者の協力企業参加に問題はない**と考えており、入札心得書第6条第2項及び第3項（公正な入札の確保）に留意した上で、**相指名業者を含む地元企業の協力企業参加を容認**する考え。

(3) 青森県内における E C I 方式の契約状況 (空自三沢基地)

三沢 (6) 施設最適化総合設計

契約締結日：令和 6 年 1 0 月 1 8 日

契約の相手方：三沢 (6) 施設最適化総合設計綜企画設計・オリエンタルコンサルタンツ・復建技術コンサルタント・マン・テック・日水コン・川島隆太郎建築事務所共同体

契約金額：4, 2 4 0, 5 0 0, 0 0 0 円 (税込み)

履行期間：令和 6 年 1 0 月 1 9 日～令和 1 1 年 3 月 1 5 日

三沢 (6) 施設最適化総合設計に係る技術協力業務

契約締結日：令和 6 年 1 1 月 1 4 日

契約の相手方：三沢 (6) 施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事安藤ハザマ・岩田地崎建設・小坂工務店・三浦建設工業最適化事業建設共同体

契約金額：8 3, 9 9 6, 0 0 0 円 (税込み)

履行期間：令和 6 年 1 1 月 1 5 日～令和 1 1 年 3 月 1 5 日

(3) 青森県内における E C I 方式の契約状況（海自八戸航空基地）

海自八戸（6）施設最適化総合設計

契約締結日：令和 6 年 6 月 1 2 日

契約の相手方：海自八戸（6）施設最適化総合設計綜企画設計・オリエンタルコンサルタンツ・復建技術コンサルタント・マン・テック・苓北設備設計共同体

契約金額：1, 5 7 8, 5 0 0, 0 0 0 円（税込み）

履行期間：令和 6 年 6 月 1 3 日～令和 1 1 年 3 月 1 5 日

海自八戸（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務

契約締結日：令和 6 年 8 月 2 1 日

契約の相手方：海自八戸（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事
フジタ・田名部組最適化事業建設共同体

契約金額：3 6, 4 9 8, 0 0 0 円（税込み）

履行期間：令和 6 年 8 月 2 2 日～令和 1 1 年 3 月 1 5 日

5.工事受注者への対応等

(1) 工事受注者への対応について

東北防衛局においては、工事中の受注者への対応として、以下の取り組みを実施しています。また、有資格者名簿に未登録の企業でも、入札案件の参加申請と同時に登録申請を行うことが可能ですので、ぜひ東北防衛局の工事にお申込みください。

1. 建設物価の上昇への対応

契約後の工事費上昇に対して、全体スライド、単品スライド、インフレスライドを適用し、請負代金額を増額します。これらは、建設工事請負契約書に記載しています。

2. 時間外労働の上限規制への対応

発注者指定現場閉所型の週休2日制工事として工期及び経費を見込んで発注しています。また、月単位の週休2日が達成できなかった場合においても、通期での週休2日を達成するものとしています。

3. 労働者確保への対応

受注者の責に帰さない事由による契約内容の変更のために、遠隔地からの労働者確保に要する費用等が必要となる場合は、発注者と協議の上、計上することができます。

4. 防衛局職員等の立会等の待ち時間への対応

立会等の待ち時間を短縮するため、原則、全ての工事を遠隔臨場の対象としています。また、工事監理業務にも遠隔臨場を適用しています。

(2) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験の緩和①

現在、建設工事の技術者不足が深刻化する中、求める要件を満たす実績（経験）を有しているものの、元請け受注でないことから入札に参加できない場合もあると承知しております。

このような状況を改善するため、**企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験について要件を緩和しています。**

総合工事の一次下請けとしての実績（経験）の採用

☞ 従来の元請けとして完成・引渡しが完了した工事に加え、防衛省発注の総合発注工事※の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事についても、実績（経験）として採用することとします。

※総合発注工事とは、建築、土木、電気、機械工事及び通信工事の5職種のうち、複数の職種の工事を一括で発注した工事をいいます。

評価項目		評価基準
企業の能力	同種工事の施工実績	同種工事であれば、元請けのほか防衛省発注の総合発注工事の一次下請けの施工実績も評価
	工事成績	対象工事と同一工種であれば、元請けとしての工事のほか、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した工事の工事成績も評価
	優秀工事等顕彰等の実績	元請けとしての工事のほか、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した工事の顕彰等の実績も評価
	難工事の工事实績	元請けとしての難工事のほか、当該発注機関における防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した難工事の工事成績も評価
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験	同種工事であれば、元請けのほか総合発注工事の一次下請けの施工経験も評価なお、一次下請けとして従事した工事については、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験があるものについて評価
	工事成績	対象工事と同一工種であれば、元請けとしての工事のほか、総合発注工事の一次下請けとして従事した工事の工事成績も評価なお、一次下請けとして従事した工事については、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験があるものについてのみ評価
	難工事の工事实績	元請けとしての難工事のほか、当該発注機関における防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した難工事の工事成績も評価。なお、一次下請けとして従事した工事については、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験があるものについてのみ評価

(2) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験の緩和②

総合工事の一次下請けとしての実績(経験)の採用

評価項目		評価基準	配点
企業の能力	同種工事の施工実績	防衛省発注の「総合工事の一次下請」の施工実績	2点
	工事成績	防衛省発注の「総合工事の一次下請」で工事成績が80点以上	2点
		防衛省発注の「総合工事の一次下請」で工事成績が70点以上	1点
	優秀工事等顕彰等の実績	総合工事の一次下請で、大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	1件につき2点
		総合工事の一次下請で、地方防衛局調達部長又は地方防衛局支局長の優秀工事等顕彰	1件につき2点
	難工事の工事实績	防衛省発注の「総合工事の一次下請」で、実績があり、かつ工事成績が75点以上	1点
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験	総合工事の一次下請で、同種工事の施工経験あり(役職(主任技術者又は現場代理人)経験)	ありの場合2点 なしの場合1点
	監理(主任)技術者又は現場代理人の経験(工事成績)	総合工事の一次下請で、当該発注者が発注した工事で75点以上	2点
		総合工事の一次下請で、当該発注者が発注した工事で、70点以上又は国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上	1点
	難工事の工事实績	総合工事の一次下請で、実績があり、かつ工事成績が75点以上	1点

ポイント！

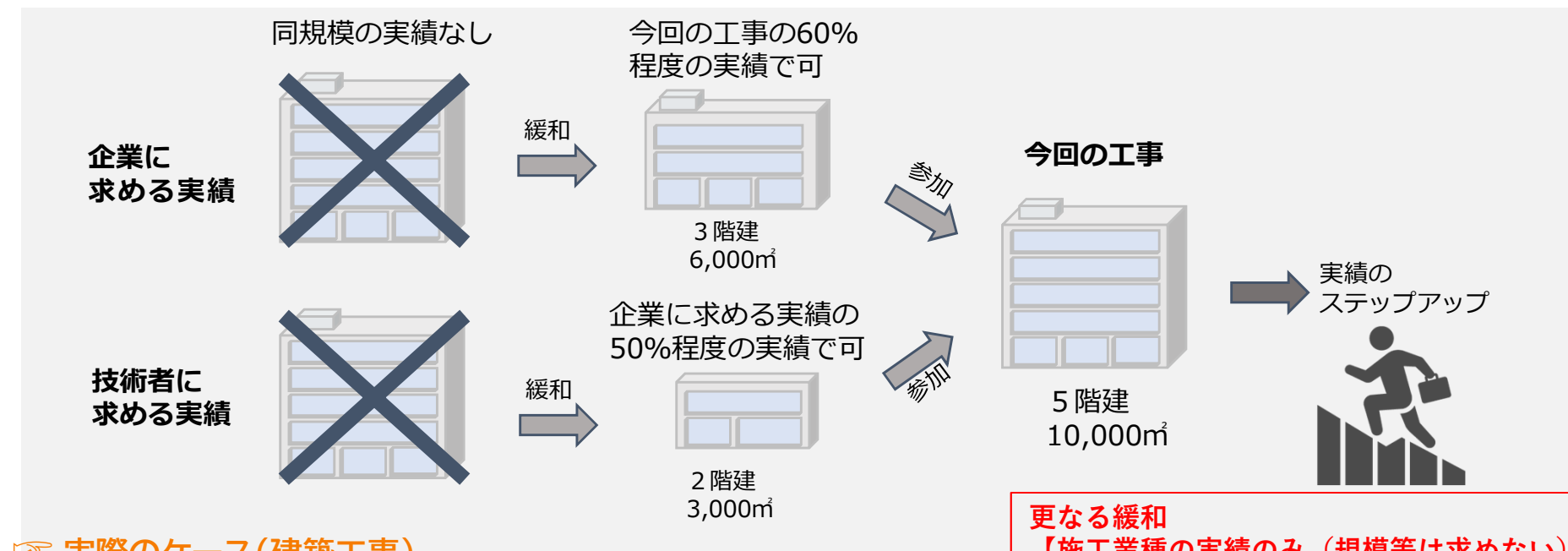
- 競争参加向上型以外の入札方式に適用される。
- 総合発注工事とは、建築、土木、電気、機械工事及び通信工事の5職種のうち、複数の職種の工事を一括で発注した工事を指す。
- 企業の同種工事の施工実績は、「防衛省発注の総合工事」の一次下請けでなければ対象とならない。
- 配置予定技術者の能力は、国、特殊法人等、地方公共団体及び民間企業発注の「総合工事」も対象となる。

※特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条で定める法人

(2) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験の緩和③

発注する工事と同規模の施工実績や経験がなくても、企業の実績は発注する工事の60%程度の施工実績を、配置予定技術者の経験は**施工業種の実績（更なる緩和）**があれば入札に参加いただけるよう大幅に緩和しています。（個々の内容に応じて更に緩和）また、**監理技術者等の従事期間の大幅な緩和**として、**現場施工期間の1/2以上の期間の経験を有していること、としています（令和7年2月1日以降の入札公告より）**

○ 企業及び配置予定技術者に求める実績の緩和のイメージ



👉 実際のケース(建築工事)

工事目的物	企業に求める実績	配置予定技術者に求める経験
整備場新設 (RC-2 延床面積1718㎡)	RC造又はSRC造で1棟当たりの延床面積1000㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績	RC造又はSRC造で1棟当たりの延床面積500㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した経験

※ 更なる緩和の詳細は次ページへ

(2) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験の緩和④

建設工事における監理技術者等の参加要件の大幅な緩和について

当省発注の建設工事においては、これまで工事の内容に応じた監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の経験を求めています。

今般、監理技術者等の不足による入札不成立対策、技術者の担い手の確保及び働き方改革等の観点から、次のとおり受注企業の支援を前提として監理技術者等に求める経験の大幅な緩和を行うこととしています。

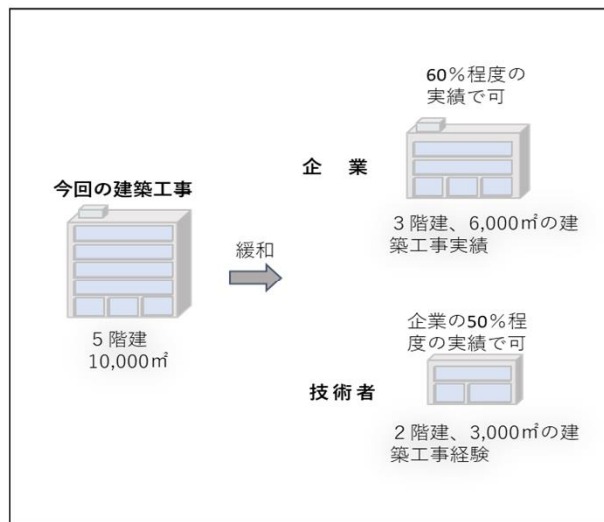
手続きの概要

発注する工事に求める監理技術者等の「経験」について、次を条件として企業に求める施工実績に比して大幅な緩和を行います。

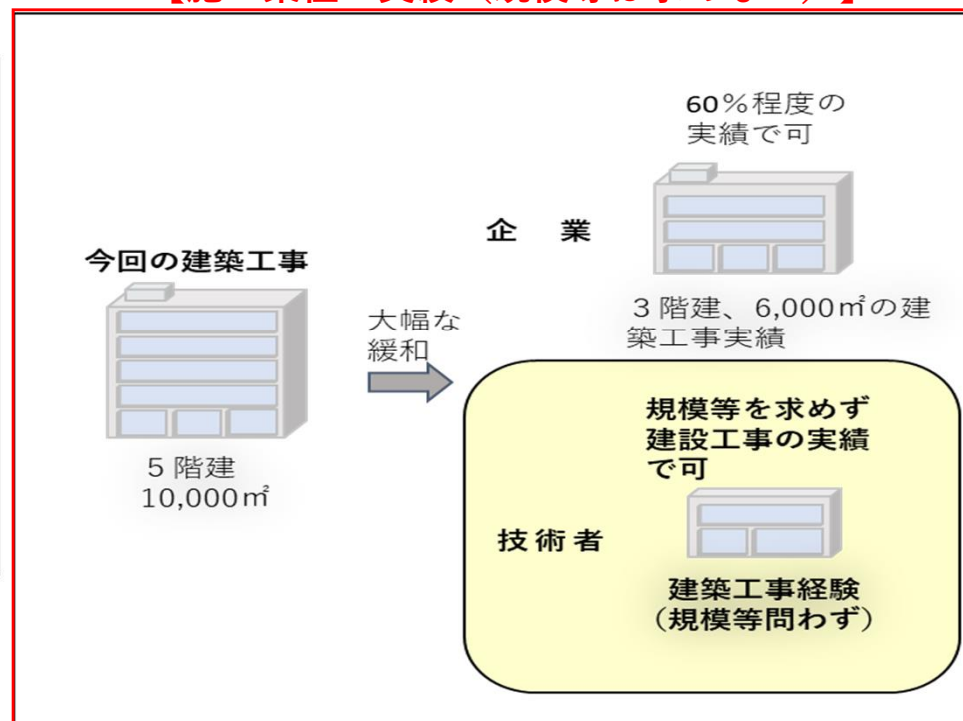
- ① 一般競争参加資格確認申請書において、競争参加者は監理技術者等を支援し、品質を確保する旨の誓約を提出する。
- ② 工事受注者は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出する。

緩和のイメージ図

従来



【施工業種の実績（規模等は求めない）】



○東北防衛局ホームページ 入札・契約関連>制度及び工事について>お知らせ>「建設工事請負契約における総合評価落札方式に係る監理技術者等の参加要件の大幅な緩和の試行について」

【HPアドレス】

<https://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/>

○防衛省ホームページ 予算・調達>入札・契約制度>お知らせ「同件名」

【HPアドレス】

<https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/index.html>

(2) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験の緩和⑤

監理技術者等の従事期間の大幅な緩和について

当省発注の建設工事においては、これまで入札公告等に求める、配置予定技術者の実績における従事期間は『原則、着工から完成まで従事していること』としていたところですが、今般、技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から、**受注企業の支援を前提**とした監理技術者等に求められる参加要件の大幅に緩和しています。

手続きの概要

発注する工事に求める監理技術者等の「経験」について、次を条件として企業に求める施工実績に比して大幅な緩和を行います。

- ① 一般競争参加資格確認申請書において、競争参加者は監理技術者等を支援し、品質を確保する旨の誓約を提出する。
- ② 工事受注者は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出する。

緩和のイメージ図

【現場施工期間の1／2以上の期間の経験】

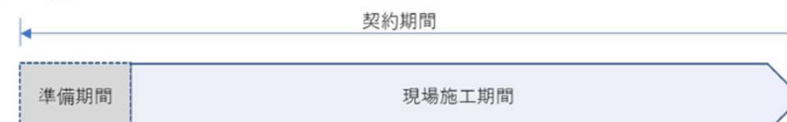
企業に求める施工実績は発注する工事の60％程度、監理技術者等に求める施工実績は施工業種の実績（規模は求めない）とし、原則着工から完成まで従事していること。

【緩和措置後】

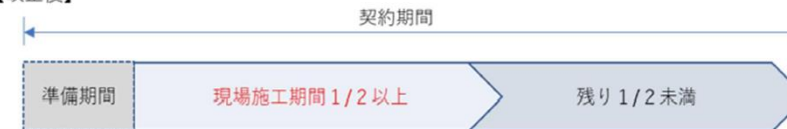
企業に求める施工実績は発注する工事の60％程度、監理技術者等に求める施工実績は施工業種の実績（規模は求めない）とし、**現場施工期間の1／2以上の期間の経験を有していること。**

（現場施工期間とは契約期間のうち準備工事期間及び工事完成検査後、後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。）

【改正前】



【改正後】



【適用時期】

令和7年2月1日以降に入札公告を行う建設工事を対象に適用します。

○東北防衛局ホームページ 入札・契約関連＞制度及び工事について＞お知らせ＞「建設工事請負契約における総合評価落札方式に係る監理技術者等の参加要件の大幅な緩和の試行について」

【HPアドレス】

<https://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/>

○防衛省ホームページ 予算・調達＞入札・契約制度＞お知らせ 「同件名」

【HPアドレス】

<https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/index.html>

(3) 見積参考資料の交付について

○ 入札参加者において、適正な見積もりができるよう、**入札参加者が適正に積算することが困難な見積については**、入札参加者に対して、発注者が作成した見積採用単価を「見積参考資料」として**入札書の提出期限日の6日前までに電子入札システムにより交付**します。

○ 見積参考資料の交付対象

- ・ 建築工事：解体工事、仮設物工事（現場事務所等を除く仮設庁舎、仮設プラント等）、免震工事、米軍施設の建具工事など
- ・ 設備工事：空中線工事（鉄塔は除く）、米軍格納庫の特殊消火設備工事、医療ガス設備工事、ボラード（車両進入防止装置）工事など

(4) 建設工事における技術提案書の提案枚数等の見直し

【従来】

- ・ 技術提案について、1 課題に対する提案数が**最大 5 つ**
- ・ 提案枚数は 1 課題につき補足資料を除き A 4 版換算で**5 枚以内**
- ・ 補足資料は提案を補完する図表、写真等とし、**1 提案毎**に A 4 版換算で 1 枚

【見直し後】

- ・ 技術提案について、1 課題に対する提案数が**3 つ**
- ・ 提案枚数は 1 課題につき補足資料を除き A 4 版換算で**3 枚以内**
- ・ 補足資料は提案を補完する図表、写真等とし、**1 課題毎**に A 4 版換算で 1 枚